

ラオス人民民主共和国の民法典草案の起草について

ラオス政府前司法省副大臣，前最高裁判所長官

ケート・ケティサック

1. 民法典草案作成へのラオス側の熱意

法律とは社会のつながりを調整するものです。それは治安，社会の秩序及び正義を維持するために欠かすことができないものの一つです。国の全領域において連帯を強め，そしてラオス国民の全民族を一致団結させるための要となるものです。

国家が解放されてラオス人民民主共和国が建国されて以来，ラオス人民民主共和国政府は，法律の作成とその施行に対して熱心に取り組み，それを重視してきました。現在に至るまで，ラオス国民全民族の正当な権利と利益を代理する機関である国会は，総数150以上の法律を承認してきました。この数の法律は，政府の存続及び社会の存続のためにそれぞれ重要な分野を占めるものです。現在に至って，ラオス人民民主共和国は，基本的には法律によって政府並びに社会を管理することが可能になっているとすることができます。国会が承認した法律以外に，国家主席が発出する国家主席令並びに政府が発出する政令があります。これらは法律と同じであるとみなされていて，法律がまだ管理していない分野を管理します。これらの法律，国家主席令及び政令（タムラット）以外にも，他の法令（ニティカム）があります。例えば，首相令，大臣，省と同列の政府機関長，県知事，都知事，郡長，特別区（テーサバーン）長，特別市（ナコーン）長の合意，命令並びに提案などがあり，これらは憲法，法律及び他の上位の法令（ニティカム）の実施のために出されるものです。前述した全てのことは，「人民民主政府の安定を築くには法律によって統治する政府を築かなければならない。そして法律に沿って党が導き権力を握り，法律によって政府が社会を管理し，人民が主役で法の前で平等であるという原則を固く守ることを基本として実施していかなければならない」という政策に対応したものです。

国会が承認し，効力を有するに至った法律の一つに民法典があります。これは国会が承認した二つの法典の一つです。もう一つの法典は刑法典です。これまでラオス人民民主共和国はこれらの法典を持つことがありませんでした。これら二つの法典を持つということは，ラオス人民民主共和国の法形成の歴史における重要な変化であると言えます。

この民法典の第2条では，「民法典とは，物，所有権，家族，契約内債務，契約外債務，遺産に関し，民事関係における人，法人及び組織の権利義務の発生，変更及び終了に関する多様な規定を体系的に一つに集約させたものである。」と規定されています。

民法典は，個人，法人並びに組織の権利義務の発生，変更，権利並びに義務の消滅に関する原則の規定において，重要な意味を持ちます。これは社会の平等，正義，法律に沿って正しいこと，治安並びに秩序を保障するためです。個人，法人，組織，政府と公共の正当な権利と利益を守ることに狙いを定め，人民の物質的並びに精神的な要求に応えることに貢献し，ラオス国民の連帯団結並びに国家の良き伝統習慣を守り，社会－経済を発展さ

せ強化します。

このような民法典の利点と重要性を見て、さまざまな関連組織、つまり最高人民裁判所、最高人民検察院、大学の法政治学部、国会、司法省、商業工業省及び外務省は、熱心にこれを支援し、指導委員会に参加し、民法典起草委員会の常任相談役になりました。これは民法典草案作成への熱意と、これを重視していることを示すものです。前述した指導委員会と相談役として参加した者のうち、3名は国務大臣、7名は副大臣、そして3名は局長レベルの者です。前述した組織は、自身の職員を民法典起草委員会に参加させました。自身の職員を送った機関は、各機関における職位と職務に従い、その派遣する職員の人選を合理的に行いました。これらの関係機関で、自身の職員を民法典起草委員会に参加させた機関は、民事問題に密接に関係し、立场上法律草案の責任者、法律の承認について検討する者、紛争判定について検討する者、法律の施行について調査する者、そして、授業、ビジネス及び商売の実施においてこれを用いる者、民事に関する国際協力の責任者を擁する機関であったと認識することができるでしょう。

II. 民法典草案の起草における困難

以下に記すように、我々民法典起草委員会は、この草案の見直しから今後の展望までの過程において、さまざまな困難に直面しました。

民法典起草委員会として最初に困難を感じたことは、ラオス人民民主共和国のさまざまな民族の習慣を含めて、民事問題に関する知識、実践、裁判慣習について明確な情報に欠け、その情報量も少なかったことです。これらの情報は、民法典草案の関係条文を詳細に、そして明確に研究し、規定する際の拠り所として使うためです。これ以外には、ラオス人民民主共和国内及び外国の情報ですが、これらは両方とも深く掘り下げて研究するためのものです。例えば、起草する条文に関する記事、研究論文、各問題に関係する本が不足すると、法律の規定を書くにあたっての幅広い選択肢と見解を生み出すことが不可能になってきます。

二番目に言えることは、ラオス語で表現するには、ラオス語の中の法律用語がまだ不十分であるということです。規定しなければならない考えは、多くの単語を一つにまとめ、一つの用語で済むようにしなければなりません。外国語では一つの用語だけで表現されているようにです。

三番目は、国会の承認後、民法典の普及はかなりの努力を要する課題となってくるということです。法律の中でも、ラオス社会の重要な骨格であると認識され、そして人民の生活と活動にとって主な基礎となる民法典は、人民一人ひとりに浸透し、実際に施行されるように広く普及させていかなければなりません。しかし、それには少なからぬ困難と挑戦的な課題に直面するでしょう。それは予算不足、広報宣伝において知識経験のある専門職員の数が限られており、さまざまな関係機関の協力とオーナーシップが少なく、また法律に沿った探求における熟練並びに活動が、いまだに広く普及されていないからです。

四番目は、民法典の改正には状態（パーワヴィサイ）が必要であるということです。な

げなら、民法典は、実際の社会生活における活動を管理する義務を持つからです。というのも、社会というものは変化するので、民法典もその変化に応じて改正されなければならないからです。しかし、この改正には、改正が必要だという合図がないため困難が生じるでしょう。それと同時に、どの機関が主体となって改正の問題を提示するかということと、改正する真の理由を探求しなければなりません。これはおそらく単一の理由であることもあれば、あるいは複数のものであるかもしれません。

III. 日本国との共働活動から得た知識・経験

まず、このラオス民法典作成におけるラオス人民民主共和国と日本国の協力について意見を述べさせていただきます。

これは素晴らしい成功に満ちた活動であり、双方が鋭意努力を重ね、委託された義務を遂行するために熱意を注いだものです。

我々が得た第一の知識・経験は、民法典起草委員会のメンバーが、一緒に連帯し、助け合い、相互理解したことです。そして、ラオス側と日本側との連帯援助と相互理解です。共働作業において、各人は自らオーナーシップをとって研究し、率直な意見を述べ合いました。そして、活発で興味深い雰囲気が作られていきました。

第二に得られたものは、強固な組織ができたことです。この中に指導委員会があります。これは民法典起草委員会の活動をフォローアップし、推進するものでした。民法典起草委員会自身もグループに分けられ、各グループはリーダー、サブリーダーとメンバーで構成されました。

第三に得られたものは、民法典起草指導委員会並びに各メンバーの共通の意欲と熱意です。彼らは、知力と指導力をさまざまな問題の分析と研究に注ぎ、お互いの意見を交換しました。これは今回の民法典作成の成功をもたらした重要な要因となるものでした。

第四に得られたものは、民法典作成に対して、日本国から多大な援助を受けたことです。この援助には主に二つの側面があります。それは予算と法律の専門家です。

日本国は、民法典作成の活動について、予算面ではその要求に対して多額の対応を行い、ほとんど全ての活動とさまざまな経費を負担しました。

法律の専門家について言えることは、日本国は、法律面における日本のパワーをラオス民法典起草に動員したということです。多くの専門家が、民法典起草委員会に対して、関係する法律について講義し、意見を述べるという貢献を果たしました。また、幅広い意見交換という場でも貢献しました。これら全てが、前述した委員会にとっての知識・経験となりました。彼らの全員が法律面での教師となるでしょう。なぜなら、この民法典草案の起草の舞台は、法律の大学の中で行われたからです。

ラオスの上層部の組織から知らされた、日本からの援助で改善を要する点ですが、私個人としても上層部としても日本側に改善を求めるものは何もありません。ただ満足だけです。ラオス人民民主共和国に対する日本からの貴重な援助に称賛を送る次第です。

IV. 広報に関する提言

民法典の広報は、重要で避けることのできないものです。もし人々が民法典を見たくないというのであれば、その民法典は価値のないただの紙切れに過ぎません。

全ての住民が民法典にアクセスできるように、我々は全てのことを行わなければなりません。これは連帯団結、社会の治安並びに秩序、平等と正義の条件を築くものです。ラオス国民全民族の正当な権利と利益を守ります。それだけではなく、前述した民法典は、外国との交流における橋渡しの役目を果たすことが可能となります。外国からの投資を誘致する一つの条件となります。

民法典の広報においては、各媒体や方法を使用することを提言します。例えば、テレビ、ラジオ、新聞、そして、それと同時に電子媒体を使わなければなりません。ユーチューブ、フェイスブックです。セミナー会議を開催します。実際に住民の住んでいる村に行きます。住民と直接接触し、住民が理解できるようにし、この理解を深く人々に浸透させるためです。民法に関する特別な冊子を作ります。これはある一つの関係機関が責任をもって作成にあたります。民法に関してクイズ形式で競争するのも、同じように有益なことです。